

大阪大学核物理研究センター副センター長設置内規

- 第1 大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）にセンター長を補佐するために、副センター長1名を置くことができる。
- 第2 センター長は、副センター長を置くときは、センター専任教授から指名し、教授会及び運営委員会の承認を得るものとする。
- 第3 副センター長の任期は、指名したセンター長の任期限りとする。
 - 2 副センター長は、再任することができる。

附 則

この内規は、平成16年12月21日から施行する。